

平成23年12月19日 税調懇談会資料

資料

[番号制度導入に伴う税制上の対応]

平成23年12月16日

財務省

社会保障・税一体改革成案(抄)

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

I 社会保障改革の全体像

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(3) 社会保障・税に関する共通番号制度の早期導入

社会保障・税に関する番号制度は、主として、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させ、効率的かつ適切に提供することを目的に導入を目指すものである。その導入により、国民の給付と負担の公正性、明確性を確保するとともに、国民の利便性の更なる向上を図ることが可能となるほか、行政の効率化・スリム化も可能となる。

その導入に当たっては、制度面とシステム面の両面で十分な個人情報保護策を講じるとともに、費用と便益を示し、国民の納得と理解を得ていく必要がある。6月には「社会保障・税番号大綱」を策定し、今秋以降可能な限り早期に国会への法案提出を目指す。

社会保障・税番号大綱(抄)

平成23年6月30日
政府・与党社会保障改革検討本部決定

第2 基本的な考え方

7 今後の進め方

(4) 今後のスケジュール

番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが、以下を目途とする。

番号制度が円滑に施行されるよう、システム技術等の活用に当たっては、既存インフラとの整合性、将来の維持管理コスト、制度や業務要件等の可変性等を十分に考慮しながら弾力性を担保しつつ取り組むことが必要である。

ア 平成23年（2011年）秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の改正法案を国会に提出する。

イ 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始する。

ウ 平成26年（2014年）6月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付する。

（※）後記第3XのICカードについては、確実な本人確認の実施や国民の利便性の向上を図る観点から、導入や更新等に伴う種々のコストも勘案しつつ、国民への交付の在り方を検討

エ 平成27年（2015年）1月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。

オ 平成30年（2018年）を目途にこれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討する。

社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要の要点

平成23年12月16日
社会保障・税に関わる番号
制度に関する実務検討会決定

I. 名称、所管

- 番号制度は内閣府が所管し、その法律の通称は、「マイナンバー法」とする。
- 個人番号の通知等及び番号カードの所管は総務省、法人番号の通知等は国税庁
- 情報連携基盤は内閣府と総務省の共管

II. 制度の内容

1 総則

- 国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図り、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。
- 個人番号は次のことを基本理念として取り扱う。
 - ・個人の権利利益が保護されるものであること
 - ・社会保障制度及び税制における給付と負担の適切な関係が維持されるものであること
 - ・行政における申請、届出その他の手続等の合理化が図られること
 - ・自己に関する個人情報の簡易な確認の方法が得られる等国民生活の充実に資するべきものであること

2 個人番号

- 市町村長は、個人番号を定め、書面により通知
- 市町村長は、個人番号の生成に係る処理を地方公共団体情報処理機構（仮称）に要求
- 一定の要件に該当した場合のみ、個人番号は変更可能
- 個人番号の利用範囲をマイナンバー法に明記。地方公共団体の独自利用や災害時の金融機関での利用も可能
- 本法に規定する場合を除き、他人に個人番号の提供又は告知を求ることは禁止
- 本人から個人番号の告知を受ける場合、番号カードの提示を受ける等の本人確認を行う必要

3 番号個人情報の保護等

- (1) 番号個人情報の保護
 - マイナンバー法の規定によるものを除き、番号個人情報の収集・保管、番号個人情報ファイルの作成を禁止
 - 個人番号取扱者の許諾のない再委託は禁止
 - 番号情報保護委員会は情報保護評価指針を作成・公表
 - 行政機関の長等は、情報保護評価を実施し、情報保護評価報告書を作成・公表

(2) 情報連携

- 番号個人情報の提供は原則禁止。情報連携基盤を使用して行う場合など、マイナンバー法の規定によるもののみ可能
- 同一内容の情報が記載された書面の提出を複数の番号関係手続において重ねて求めることがないよう、相互に連携して情報の共有及びその適切な活用に努める
- 情報連携基盤の所管大臣は、情報提供者及び情報照会者へ本人の個人番号を特定することができる符号を通知
- 情報連携基盤を使用して番号個人情報の提供を求められた場合、当該番号個人情報の提供義務あり
- 情報提供の記録は情報連携基盤に保存

(3) 個人情報保護法等の特例

- 情報連携基盤上の情報提供の記録について、マイ・ポータル又はその他の方法により開示
- 任意代理人による番号個人情報の開示請求等が可能
- 本人同意があつても番号個人情報の第三者への目的外提供は禁止
- 地方公共団体等における必要な措置

4 番号情報保護委員会

- 内閣府設置法第49条第3項の規定に基づく、いわゆる三条委員会として設置
- 所掌事務
 - ・番号個人情報の取扱いに関する監視又は監督
 - ・情報保護評価に関することなど
- 組織・任期等
 - ・委員長及び最大6人の委員をもつて組織。任期は5年。
 - ・委員長及び委員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命。
 - ・委員は、個人情報の保護に関する学識経験者、情報処理技術に関する学識経験者、社会保障制度や税制に関する学識経験者、民間企業の実務経験を有する者、地方公共団体の全国的連合組織の推薦する者等で構成。
 - ・委員長、委員、職員等の守秘義務、給与、政治活動の禁止等を規定
 - ・委員会は指導、助言、勧告、命令、報告及び立入検査の実施権限、委員会規則の制定権あり
 - ・委員会は内閣総理大臣に意見を述べることができる
 - ・委員会は毎年国会に処理状況を報告、概要を公表

5 法人番号

- 国税庁長官は法人番号を指定、通知。法人等の名称、所在地等と併せて法人番号を公表。ただし、人格のない社団等の所在地等の公表は予め同意のあるものに限る。
- 行政機関の長等は、番号法人情報の授受の際、法人番号を通知して行う。

6 雜則

○番号カード

- ・市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に対し、その者の申請により、番号カードを交付
- ・市町村長その他の市町村の執行機関は、条例で定めるところにより、番号カードを利用可能。
- 事務の区分
 - ・個人番号の通知、変更等の市町村長が処理する事務の区分は法定受託事務。

7 罰則

以下のような行為に対する罰則を設ける。

- 個人番号を取り扱う行政機関の職員や事業者等が正当な理由なく番号個人情報等を含むファイルを提供したとき
- 個人番号を取り扱う行政機関の職員や事業者等が業務に関して知り得た番号個人情報等を正当な理由なく提供又は盗用したとき
- 情報連携事務に従事する者等が情報連携事務に関して知り得た電子計算機処理等の秘密を漏らしたとき
- 行政機関の職員等が不当な目的で個人番号が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したとき
- 人を欺き、暴行を加え、脅迫する行為により、又は財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為その他の行為により個人番号等を取得したとき
- 偽りその他不正の手段により、番号カードの交付を受けたとき
- 番号情報保護委員会の職員等が職務上知り得た秘密を漏らしたとき
- 番号情報保護委員会による検査を拒むなどしたとき
- 番号情報保護委員会の命令に違反したとき

8 その他

- マイナンバー法の施行後5年を目途として、本法の施行状況等を勘案し、本法の規定について検討を加え、その結果に応じて利用範囲の拡大を含めた所要の見直しを行う

III. 制度の施行期日

- 準備行為等に係る規定…公布日
- 番号情報保護委員会に係る規定…平成25年1月～6月
- 個人番号、法人番号、番号カードに係る規定
 - …公布日から3年を超えない範囲
- 情報連携に係る規定…公布日から4年を超えない範囲

「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要」 (税制関連部分抜粋)

平成 23 年 12 月 16 日 社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会決定

I. 名称、所管 (略)

II. 制度の内容

2 個人番号

(3) 利用範囲

- マイナンバー法の別表に定める社会保障分野の事務、国税・地方税の賦課徴収事務、防災に係る事務等を行う国の機関、地方公共団体の執行機関、独立行政法人等その他の者及び当該事務に係る申請、届出その他の手続を行う者（代理人を含む。）又はこれらの者からその事務若しくは手続の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、その事務又は手続に必要な限度で個人番号を利用できる。
- 社会保障、地方税若しくは防災に関する事務その他の地方公共団体が条例で定める事務を行う者及び当該事務に係る申請、届出その他の手続を行う者又はこれらの受託者は、その事務に必要な限度で個人番号を利用できる。
- 金融機関は、激甚災害が発生した際、保険金等の支払いを行うために必要な限度であらかじめ当該金融機関が保有する個人番号を利用できる。

(5) 告知又は提供の要求

- 個人番号取扱者は、利用範囲内で必要があるときは、本人（代理人を含む。以下同じ。）に個人番号の告知を求め、又は番号関係手続（上記（3）に定める手続をいう。以下同じ。）を行う者にその提供を求めることができる。

(6) 本人確認の措置

個人番号取扱者は、本人から個人番号の告知を受ける場合、その者から番号カード（個人の氏名、住所、生年月日、個人番号その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード）の提示を受ける方法その他の政令で定める方法により、本人確認の措置を取らなければならない。

3 番号個人情報の保護等

(2) 情報連携

イ. 番号個人情報の提供の制限

(※現行の事務の遂行に支障が生じないよう配慮する。)

- 何人も、番号個人情報（個人番号に代えて、番号、記号その他の符号（当該符号の提供を受けた者が当該符号により当該個人番号を特定することができるものに限る。）をその内容に含む個人情報を含む。）の提供をしてはならない。
- ただし、次の場合等は除く。
 - (イ) マイナンバー法の別表に定めるもので情報連携基盤（番号個人情報の提供について管理するための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行われる場合
 - (ハ) 地方税当局間、又は地方・国税当局の間で法令に基づき提供を行う場合で安全を確保するために必要な措置を講じる場合
 - (ル) 国会の審査又は調査、裁判、刑事事件の捜査、犯則事件の調査又は税務調査、会計検査院の検査その他公益上の必要により提供する場合

5 法人番号

(1) 通知等

国税庁長官は、法人等（国の機関、地方公共団体、人格のない社団等などを含む。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知するものとする。

(2) 情報の提供の求め

- 国税庁長官は、法人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する。ただし、人格のない社団等については、あらかじめ、その代表者又は管理人の同意を得たものに限る。

III. 制度の施行期日

マイナンバー法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、一部の規定については、公布の日又は公布の日から起算して3年又は4年を超えない範囲内において政令で定める日等）とする。

社会保障・税番号制度の導入に向けたロードマップ

平成23年12月16日

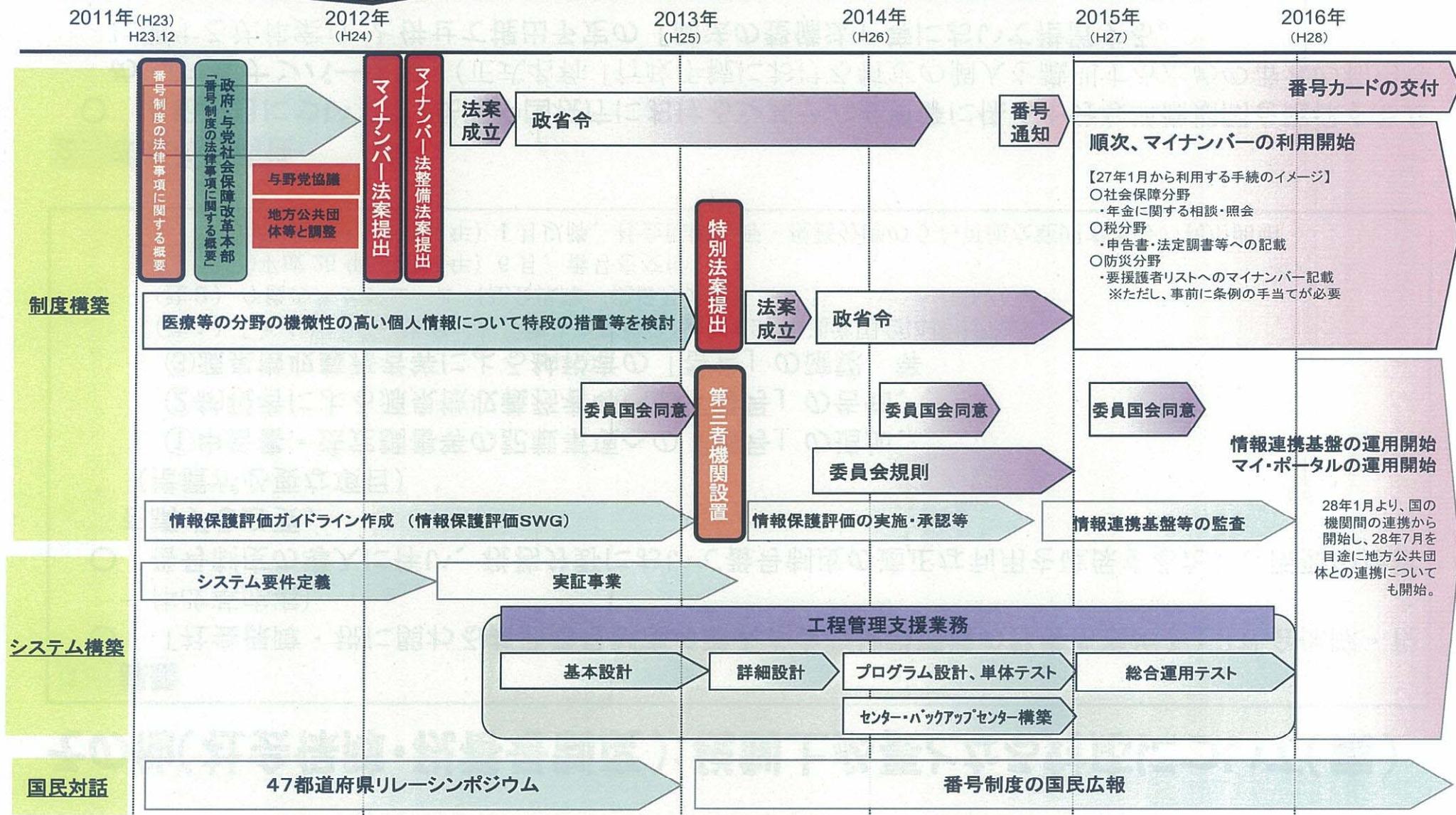
社会保障・税に関する番号制度に関する実務検討会決定

★『マイナンバー法案』を24年通常国会に提出

1. 番号交付: 市町村長が個人にマイナンバーを通知、国税庁長官が法人等に法人番号を指定。
2. 利用範囲: 「税+社会保障+防災の各分野」から開始。
医療等の分野については、まずは医療保険者における手続で利用。
3. 情報連携: 番号個人情報の提供は原則禁止。番号個人情報の授受は法律に規定したものに限り可能。
4. 個人情報保護: 三条委員会型の第三者機関を内閣府に設置、罰則の強化等により抑止力を向上。

★その他各府省の関連法令の改正が必要。

- 関係法律の改正を『マイナンバー法整備法案』として国会に提出
- ・住民基本台帳法
 - ・電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律
 - ・商業登記法
 - ・内閣府設置法
 - ・総務省設置法
 - ・財務省設置法
- などが想定される。



その他(社会保障・税番号制度):税制上必要となる対応について(案)

1. 課題

- 「社会保障・税に関する共通番号制度の導入を含む納税環境の整備を進める」(社会保障・税一体改革案)
 - 番号制度の導入に伴い、税務分野において番号制度の適正な利用を確保するため、所要の措置を講ずる必要。
(措置が必要な項目)
 - ①申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加、
 - ②納税者による源泉徴収義務者等への「番号」の告知、
 - ③源泉徴収義務者等による納税者の「番号」の確認 等
- (注1)「マイナンバー法案」と「同法の整備法案」は24年通常国会に提出予定
(注2)今後のスケジュール(社会保障・税番号大綱)
 - ①平成26年(2014年)6月、番号を交付
 - ②平成27年(2015年)1月以降、社会保障分野・税務分野のうち可能な範囲で番号の利用開始

2. 改革の方向性

- 上記項目については、民間や国税庁におけるシステム変更等に係る十分な準備期間を確保するため、「マイナンバー法案」(正式名称「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」と併せて提出予定の「同法の整備法」等において措置する。

3. 留意点

- マイナンバー法及び同法の整備法成立後、納税者利便の向上策や、「番号」の告知・本人確認の実効性向上のための措置、法定調書の拡充等について、引き続き検討を行う。

番号制度導入に伴い税制上必要となる対応について（案）<概要>

- 番号制度の導入に伴い税制上必要となる対応については、「社会保障・税番号大綱」を踏まえ、次のとおり、マイナンバー法及び同法の整備法等においてそれぞれ措置を講じることとしてはどうか。

①「マイナンバー法案の概要」（平成23年12月16日 番号制度実務検討会決定）（税制関連事項）<抜粋>	②マイナンバー法において措置される事項 (税制関連)	③整備法等において税制上措置すべき事項（概要）
I. 名称、所管		—
II. 制度の内容		—
1 総則		
2 個人番号	<p>【利用範囲】</p> <p>(1)税務署長等が行う国税の賦課・徴収に関する事務（税務署長等が行う調査及び課税処分・滞納処分）</p> <p>(2)納税者が行う国税の賦課徴収事務に係る申請、届出その他の手続を行う者（代理人を含む。）又はこれらの者からその事務若しくは手続の委託を受けた者は、その事務又は手続に必要な限度で個人番号を利用できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○申告書・法定調書等の記載事項に「番号」を追加
(3)利用範囲		
(5)告知又は提供の要求		<ul style="list-style-type: none"> ○税法上の告知・本人確認に関する規定を整備
個人番号取扱者は、利用範囲内で必要があるときは、本人（代理人を含む。）に個人番号の告知を求め、又は番号関係手続を行う者にその提供を求めることができる。		<ul style="list-style-type: none"> >告知・本人確認すべき事項（氏名・住所等）に「番号」を追加
(6)本人確認の措置		<ul style="list-style-type: none"> >本人確認書類に番号カード等を追加
個人番号取扱者は、本人から個人番号の告知を受ける場合、その者から番号カード（個人の氏名、住所、生年月日、個人番号その他その者を識別する事項のうち政令で定める事項が記載されたカード）の提示を受ける方法その他の政令で定める方法により、本人確認の措置を取らなければならない。		

①「マイナンバー法案の概要」(平成 23 年 12 月 16 日 番号制度実務検討会決定) (税制関連事項) <抜粋>	②マイナンバー法において措置される事項 (税制関連)	③整備法等において税制上措置すべき事項 (概要)
<p>3 番号個人情報の保護等</p> <p>(2)情報連携</p> <p>イ. 番号個人情報の提供の制限</p> <p>何人も、次の場合を除き、番号個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>(イ)マイナンバー法の別表に定めるもので情報連携基盤を使用して行われる場合</p>	<p>【情報連携の範囲】</p> <p>(1)情報連携基盤を通じて国税当局が提供又は受領する情報の範囲等の一覧</p> <p>➢提供：国税に係る個別の滞納情報</p> <p>➢受領：住民票の写し、地方税に係る個別の滞納情報</p>	—
<p>(ハ)地方税当局間、又は地方・国税当局の間で法令に基づき提供を行う場合で安全を確保するために必要な措置を講じる場合</p>	<p>(2)情報連携基盤を通じずに国税当局が提供又は受領する情報の範囲等の一覧</p> <p>➢提供：地方税法に基づき地方税当局に提供すべき国税の申告内容・是正情報等</p> <p>➢受領：個別税法に基づき地方税当局から提供を受ける申告内容・是正情報等</p>	—
<p>(ル)国会の審査又は調査、裁判、刑事事件の捜査、<u>犯則事件の調査又は税務調査</u>、会計検査院の検査<u>その他公益上の必要により</u>提供する場合</p>		—
<p>4 番号情報保護委員会</p>		—
<p>5 法人番号</p> <p>(1)通知等</p> <p>国税庁長官は、法人等（国の機関、地方公共団体、人格のない社団等などを含む。）に対して、法人番号を指定し、これを当該法人等に通知する。</p> <p>(2)情報の提供の求め</p> <p>国税庁長官は、法人等の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号を公表する。</p>		<p>○申告書・法定調書等の記載事項に「番号」を追加</p> <p>○税法上の告知・本人確認に関する規定を整備</p> <p>(※1) 上記は個人番号と同様。</p> <p>(※2) 別途、整備法において、財務省設置法の改正(国税庁の所掌事務に法人番号の付番等を行う事務を追加)を行う予定。</p>

①「マイナンバー法案の概要」(平成 23 年 12 月 16 日 番号制度実務検討会決定) (税制関連事項) <抜粋>	②マイナンバー法において措置される事項 (税制関連)	③整備法等において税制上措置す べき事項 (概要)
6 雜則		—
7 罰則		—
8 その他		—
III. 制度の施行期日 <ul style="list-style-type: none"> ○準備行為等に係る規定・・・公布日 ○番号情報保護委員会に係る規定 <ul style="list-style-type: none"> ・・・平成 25 年 1 月～6 月 ○個人番号、法人番号、番号カードに係る規定 <ul style="list-style-type: none"> ・・・公布日から 3 年を超えない範囲 ○情報連携に係る規定 <ul style="list-style-type: none"> ・・・公布日から 4 年を超えない範囲 (注)。 		<ul style="list-style-type: none"> ○開始時期・経過措置 <ul style="list-style-type: none"> ➢開始時期 (マイナンバー法における「番号」の利用開始日 (注) 以後の課税期間等に係る申告書等について適用) ➢経過措置 (一定の金銭等の支払等に係る「番号」の告知・本人確認については、「番号」の利用開始日から同日以後 3 年を経過する日後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができる)

(注) 番号の利用開始時期については、社会保障・税番号大綱上、「平成 27 年 (2015 年) 1 月以降、『番号』を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で『番号』の利用を開始する。」とされている。

整備法等において税制上措置すべき事項（案）<具体案>

項目	見直し内容（案）
1. 申告書・法定調書等の記載事項への「番号」の追加	<p>①税務署長等に提出する申告書・申請書等（法定調書を除く。）の記載事項に、次の者の「番号」（個人番号及び法人番号）を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該申告書・申請書等を提出する者 ・控除対象となる配偶者及び扶養親族 ・青色事業専従者及び白色事業専従者 ・源泉徴収義務者等を経由して申告書等（非課税貯蓄申告書等）を提出する場合の当該源泉徴収義務者等 <p>②税務署長に提出すべき法定調書の記載事項に、次の者の「番号」を追加する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定調書の提出義務者 ・法定調書の対象となる金銭受領者等 ・その他法定調書に記載すべき者（生命保険契約に基づく契約者等） <p>③税務署長等以外の者（源泉徴収義務者等）に提出する税務関係書類（非課税貯蓄申込書等）の記載事項に、当該税務関係書類を提出する者の「番号」を追加する。</p>
2. 告知事項・本人確認事項への「番号」の追加	<ul style="list-style-type: none"> ○金銭受領者等がその金銭支払者等に対し税法上告知すべき事項に、当該金銭受領者等の「番号」を追加する。 ○当該告知を受けた者が税法上本人確認すべき事項に、当該金銭受領者等の「番号」を追加する。
3. 本人確認書類の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○税法上の本人確認書類に、「番号カード」及び「番号の記載のある住民票の写し」等を追加する。
4. 開始時期・経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ○原則 　マイナンバー法における「番号」の利用開始日（注1）以後の課税期間等に係る申告書（同日の属する年分以後の所得税及び贈与税の申告書、同日以後に開始する事業年度に係る法人税の申告書、同日以後の相続又は遺贈に係る相続税の申告書並びに同日以後に開始する課税期間等に係る消費税等の申告書）、同日以後に提出すべき申請書等（申告書及び法定調書を除く。）並びに同日以後の金銭等の支払等に係る法定調書及び告知・本人確認について適用する。 ○経過措置 　法定調書の対象となる金銭等の支払等のうち上記の番号利用開始日前に締結された「税法上告知をしたものとみなされる取引」に基づき同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知・本人確認については、同日から同日以後3年を経過する日後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うこととする。

(注1) 個人番号、法人番号、番号カードに係る規定の施行期日は、「社会保障・税番号制度の法律事項に関する概要（案）」等において、「公布日から3年を超えない範囲において政令で定める日」とされている。なお、社会保障・税番号大綱においては、「番号」の利用開始時期は、「平成27年（2015年）1月以降」とされている。

(注2) 上記のほか、財務省設置法の改正（国税庁の所掌事務に法人番号の付番等を行う事務を追加）を行う予定。